

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	変更理由
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(系統アクセス進捗会議) 第3条 (略)</p> <p><u>(事前相談)</u> 第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー (以下「マネージャー」という。) 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長 三 事前相談の回答が遅延する理由等の説明 担当部長 四 事前相談の回答 担当部長 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。</p> <p><u>(接続検討の要否確認)</u> 第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(系統アクセス進捗会議) 第3条 (略)</p> <p>第4条 <b>削除</b></p> <p>第5条 <b>削除</b></p>	<p>本機関が行う系統アクセス業務の一部見直しに伴う条項の削除</p> <p>本機関が行う系統アクセス業務の一部見直しに伴う条項の削除</p>

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正  
の要請 マネージャー

二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長

三 接続検討の要否確認に対する回答 担当部長

2 担当部長は、第1項第3号の決裁にあたり、システムアクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、システムアクセス進捗会議での審議を求める。

(接続検討)

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会

(略)

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第7条 (略)

第8条 削除

(接続検討)

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 システムアクセス検討を所掌するマネージャー (以下「マネージャー」という。)。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会

(略)

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第7条 (略)

第8条 削除

第4条の削除に伴う変更

<p>(電源接続案件一括検討プロセス)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(決裁にあたっての留意事項)</p> <p>第10条 担当部長及びマネージャーは、<u>前6条</u>に基づき、システムアクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(システムアクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(アクセス業務に関する細則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(決裁にあたっての留意事項)</p> <p>第10条 担当部長及びマネージャーは、<u>第6条、第7条又は第8条の2</u>に基づき、システムアクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(システムアクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(アクセス業務に関する細則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 (令和6年8月1日)</u> <u>(施行日)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>条項削除に伴う変更</p> <p>今回の変更に伴う附則の新設</p>
--	--	---------------------------------------